

平成26年3月31日

我孫子市規則第20号

改正 令和3年7月27日

我孫子市規則第54号

我孫子市準用河川管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項に規定する準用河川（以下「準用河川」という。）の管理に関し、法、河川法施行令（昭和40年政令第14号）、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号。以下「省令」という。）、我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号。以下「条例」という。）、我孫子市準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第59号）及び我孫子市準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例施行規則（平成24年規則第68号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書等の提出部数)

第2条 省令別表第1から別表第3までの規則で定める部数は、正本1部及び副本1部とする。

(占用期間)

第3条 法第23条又は第24条の規定による許可に係る占用期間は、3年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、10年以内とすることができる。

(占用の廃止)

第4条 法第23条又は第24条の規定による市長の許可を受けた者は、自己の都合により占用期間中に占用をやめようとするときは、占用廃止届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(減免の申請)

第5条 条例第5条の規定により、土地占用料又は流水占用料の減免を受けようとする者は、減免申請書（様式第2号）に減免を受けようとする理由を証する書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(許可を受けた者の義務)

第6条 法第23条、第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可を受けた者は、許可期間中、許可年月日、許可指令番号及び許可期間並びに住所及び氏名を該当許可に係る行為地に表示しなければならない。ただし、許可期間が7日未満のとき、又は表示することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 法第23条、第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可を受けた者は、その責めに帰すべき事由により、河川区域又は河川管理施設を損傷する等河川管理に支障を生じさせたときは、直ちに市長にその旨を届け出て、その指示に従い、原状の回復その他河川管理上必要な措置をとらなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月27日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

占 用 廃 止 届

年 月 日

我孫子市長 あて

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
(法人にあつては、主
たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

許可を受けた（土地・流水）の占用を廃止するので、次のとおり届け出ます。

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 河川の名称 利根川水系 川 岸
- 3 許可を受けた目的
- 4 許可を受けた場所
- 5 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 廃止年月日 年 月 日
- 7 廃止の理由
- 8 連絡先 担当部署：
担当者の氏名：
電話番号：

減免申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
(法人にあつては、主
たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり（土地占用料・流水占用料）の減免を申請します。

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 河川の名称 利根川水系 川 岸
- 3 占用の目的
- 4 占用場所
- 5 減免の理由
- 6 添付書類
- 7 連絡先 担当部署：
担当者の氏名：
電話番号：